

公布された規則のあらまし

佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部を改正する規則（規則第 37 号）

- 1 館長の専決事項に、会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定することを加えることとした。（第 8 条関係）
- 2 施設使用料等の減免について、所要の改正を行うこととした。（第 11 条関係）
- 3 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は、公布の日から施行することとした。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則（規則第 38 号）

- 1 佐賀県行政組織規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 会計年度任用職員制度の導入に伴い、賃金に係る規定を削ることとした。（第 70 条、第 112 条及び別表第 1 関係）
- 3 民法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則（規則第 39 号）

- 1 会計年度任用職員制度の導入に伴い、電子計算組織により支給の事務を処理する給与の意義に、報酬及び通勤に係る費用弁償を加えることとした。（第 2 条関係）
- 2 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。